

公取協相談窓口からのお知らせ

「増加する中古車の売却トラブル」について、 国民生活センターが消費者に注意喚起

～ 強引な勧誘や高額なキャンセル料にご注意ください ～

国民生活センターは、3月22日付で「増加する中古自動車の売却トラブルー強引な勧誘やキャンセル妨害もー」(以下、「報告書」という。)を公表、全国の消費生活センター等に中古車の売却(買取)に関するトラブルが多く寄せられていることから、消費者への注意喚起を行いました。

消費者の皆さんは、こうしたトラブル事例を参考に、中古車を売却(買取)する際には、契約内容の確認、買取事業者の選定等、十分に注意してください。

<国民生活センター報告書の概要>

1. 主な相談事例

1)強引な勧誘・契約

【事例 1】 査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた。

【事例 2】 事業者が居座り帰らない様子だったので、やむなく契約してしまった。

【事例 3】 勝手に契約したことにされていて、断ったらキャンセル料を請求された。

2)高額なキャンセル料の請求

【事例 4】 契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を提示された。

【事例 5】 高額なキャンセル料の算出明細が示されない。

3)契約後の査定額の減額

【事例 6】 修復歴を告げ、2 回も査定して決まった売却額が、突然減額された。

【事例 7】 引き渡した 10 日後に、事業者から一方的に契約を解除すると言われた。

2. 問題点

1)十分な情報を持たない消費者に対して、その場で強引に契約を迫る。

2)高額なキャンセル料の設定やキャンセル妨害。

3)契約後に査定額を減額する。

4)事業者が訪問した場合でも、車の売却は特定商取引法の規制対象外である。

○詳細については、国民生活センターホームページをご覧ください。

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230322_1.pdf

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 消費者相談室まで

TEL 03-5511-2115 受付時間 10:00～12:00 13:00～16:00(土日祝日を除く)